

東近江圏域の取組方針に基づく2023年度の取組報告

1. 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施

取組項目	実施時期	取組機関
・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、毎年協議会の場で状況を確認する	引き続き実施	2市2町 滋賀県

①避難確保計画作成状況（令和6年3月31日時点） ※（ ）は、令和5年3月31日時点

市町名	地域防災計画への位置づけ※1	対象施設数※2	計画提出済施設数	避難訓練実施状況
近江八幡市	令和2年3月	28(28)	28(27) 100%	23(23)
東近江市	令和5年5月	231(240)	186(192) 80.5%	157(155)
日野町	平成30年3月	2(2)	2(2) 100%	2(2)
竜王町	令和3年3月	29(27)	11(4) 37.9%	5(2)

※1 市町防災会議は、要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものを市町村地域防災計画において当該洪水浸水想定区域ごとに定めている。

※2 近江八幡市は、浸水深0.5m未満かつ土地または建物の高上げ、施設2階の有無、台風・水害の恐れがある場合の事業所の臨時的な閉鎖、その他の理由などから、避難確保計画(避難誘導マニュアル)の作成を急がない施設を設定している。なお、東近江市および竜王町は、浸水リスクがある全施設を対象としている。

※3 介護保険法第71条第1項に、病院等について、健康保険法第63条第3項第1号の規定による保険医療機関の指定があった時は、当該病院等の開設者について、当該病院等により行われる居宅サービスに係る介護保険法第41条第1項本文の指定があったものとみなす規定がある。(参考資料3参照)
⇒保険医療機関として、厚生労働大臣から認可を受けている病院等は、居宅サービス(通所リハビリテーション等)についても指定を受けているとみなされる。(いわゆる「みなし指定」)

・課題等

【近江八幡市】
令和元年時に、計画作成が必要な施設を庁内関係課との会議で事前に抽出した。計画作成・訓練の実施依頼は、概ね半年ごと(4月・9月)に各施設へ依頼文書を出すことで対応している。

当初は計画作成が特に必要と考えられる施設を抽出したことから、避難や計画作成に関する意識が高い施設が多く、避難計画の作成、避難訓練の実施に関して協力的であったため、ほとんどの施設からすぐに避難確保計画を提出いただけた。

現在、対象とする施設を随時見直し、追加しており、対象施設の増加に伴い計画作成・訓練実施をいただけない施設が増えることが予想される。その際には、依頼文書の発出だけでなく、施設への訪問が必要と考えている。

【東近江市】
診療所や歯科については、保健医療機関として認可された段階で、通所リハビリテーションの介護保険事業所としても指定があったものとみなされる「みなし指定※3」と受けることとなる。診療所や歯科に通所リハビリテーション事業所の指定を受けているとの認識がない場合、避難計画の作成に結びつきにくい。

【日野町】
避難確保計画に関するノウハウが不足しているため、施設に対して具体的な指導をすることが難しい。

【竜王町】
要配慮者利用施設の中でも、入院施設がない病院やデイサービスなどの施設については、日中の利用者の動きについて、避難確保計画を作成いただくこととなる。
しかし、水害時には警報発令段階等で事前に閉所される想定のところも多く、「閉所する」という形の計画となりうることもあり、計画を策定するほどではないと思われる場合もある(来院者、通所者などには帰宅してもらう対応であり、避難誘導などは伴わないという考え)。
同様に、避難訓練の実施についても、施設を閉所する場合は実態とそぐわないことから、避難訓練を実施されない場合もある。今後、そのような施設に対して、避難計画の作成意義を理解してもらうとともに、実効的な避難計画を実施してもらえるよう働きかけが必要と考える。

東近江圏域の取組方針に基づく2023年度の取組報告

②避難確保計画の作成支援

・災害救助市町担当者会議における情報提供

日時: 令和5年7月31日(月) 内容:

開催方法: WEB会議形式 1. 災害救助法の概要

参加者: 各市町防災・福祉部局担当者 2. 備蓄物資・災害時応援協定について

3. 個別避難計画作成(モデル事業)について

4. **避難確保計画の作成について**

・水害・土砂災害リスクの高い要配慮者利用施設の調査

日時: 令和5年11月22日(水)

内容: 県防災危機管理局、砂防課、流域政策局が連名で、県内19市町に依頼文を
 発出し、各市町から回答いただいた。
 ⇒避難確保計画が未作成の対象施設のうち、特に水害・土砂災害リスクの
 高い区域(浸水深3m以上の区域または土砂災害特別警戒区域)内にある、
 優先して支援を行う必要のある施設を抽出した。〈参考資料4参照〉

SHIGA PREFECTURE 福知 防災政策課

要配慮者利用施設における
 避難確保計画の作成について

令和5年7月31日(月)
 滋賀県流域政策局流域治水政策室

国の動向や避難確保計画の作成状況、実施している取組などについて、防災・福祉部局の担当者が参加する会議にて共有

避難確保計画とは
 ①とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における、かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です

②緊急避難...
 ③避難準備...
 ④避難...
 ⑤避難...
 ⑥避難...
 ⑦避難...
 ⑧避難...
 ⑨避難...
 ⑩避難...

令和5年7月31日(月)
 滋賀県流域政策局流域治水政策室

令和5年9月 熊鷹・東北豪雨災害
 令和5年6月 台風第19号等災害

このいった水害を背景に...
 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化される

事務連絡
 令和5年11月22日

各市町 防災主管課長 様

滋賀県知事公室防災危機管理防災対策室長
 滋賀県土木交通部砂防課長
 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室長
 (公印省略)

水害・土砂災害リスクの高い要配慮者利用施設の調査について(依頼)

日頃は、本県の防災行政、土木交通行政に御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。
 各市町の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成等が義務付けられており、貴市町においては、避難確保計画の作成等に向けた取組の推進に御尽力いただいているところであります。
 今般、避難確保計画が未作成の対象施設のうち、特に水害・土砂災害リスクの高い区域内にある、優先して支援を行う必要のある施設を抽出した上で、順次作成等が進むよう、本県としても支援を行ってまいりたいと考えております。
 つきましては、下記について、御対応のほどお願いいたします。

記

- 調査内容
 貴管内の地域防災計画で位置付けられた要配慮者利用施設で、避難確保計画が未作成のものうち、次に掲げる要件を満たすものについて、別紙調査票に記載の上、御提出ください。
 ・ 令和5年9月30日時点で、洪水浸水想定区域図または地先の安全度マップにおいて、3m以上の浸水深が想定される地区内に存在するもの
 ・ 令和5年9月30日時点で、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域内に存在するもの(「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査の調査票から引用ください)
- 提出物
 ・ 調査票
- 提出期限、提出先
 提出期限: 令和5年12月13日(水) 17:00
 ※上記提出期限までに御提出が難しい場合は御相談ください。

令和5年11月22日付け
 事務連絡

・県庁内関係部局の連絡調整会議

日時: 令和5年10月26日(木)

場所: 危機管理センター

内容: 避難確保計画の作成状況等を共有するとともに、各市町や施設への支援について検討。
 ⇒県所管施設の追加や廃止等の状況を確実に地域防災計画へ反映していただけるよう、県所管施設のリストを作成し、情報提供することとした。
 (令和6年2月6日 県防災危機管理局より、各市町の危機管理部局宛て通知発出)

・各市町における支援

【近江八幡市】
 令和5年4月および9月に、対象施設へ避難訓練実施状況の照会通知を発送。
 避難確保計画未作成事業所に対して、作成依頼の通知を発送。
 現在、未作成の事業所に対して、説明および作成状況の確認を兼ねた施設への訪問を実施しており、今後は作成いただいた計画の確認等を実施する予定。

2. 多機関連携型タイムラインの拡充

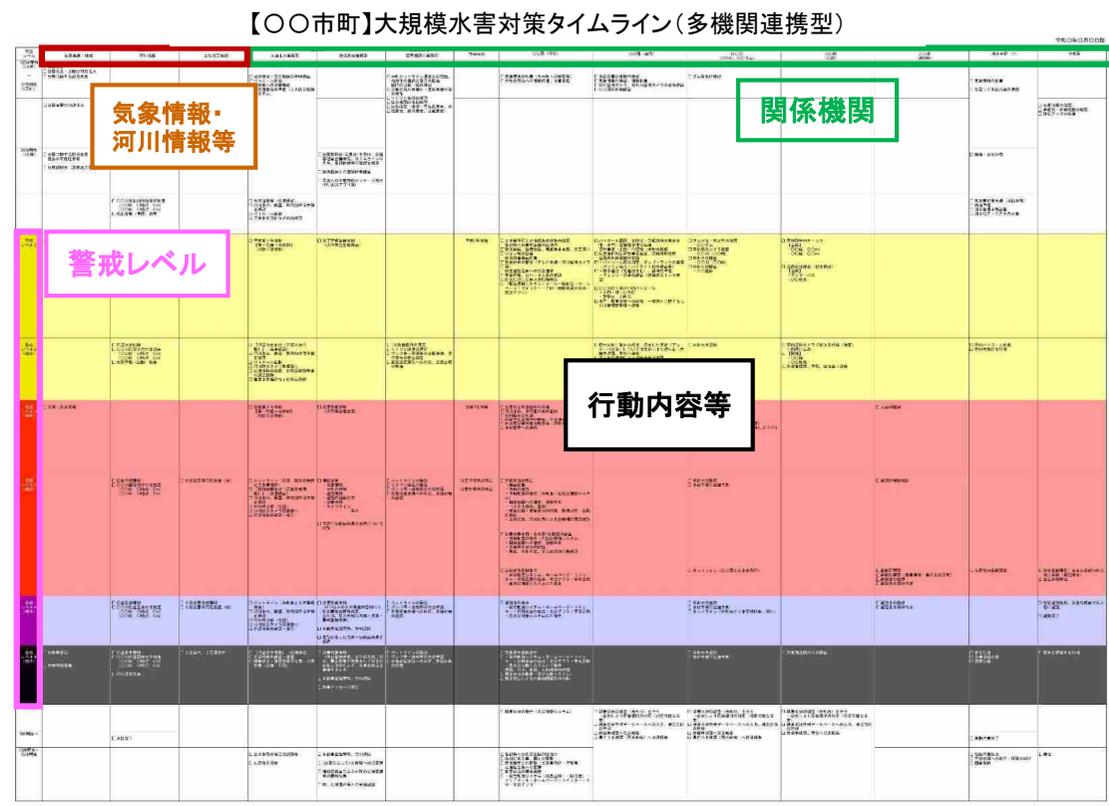
取組項目	実施時期	取組機関
「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する	引き続き実施	2市2町 滋賀県

○タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針の目的

防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、各機関が取り組む防災行動をまとめたタイムラインを策定し、各地域において防災行動を迅速に実施する等、災害対応力の向上を目指すものである。これにより、被害の最小化(被害規模の軽減、早期の回復等)を図る。

○令和5年度の取組状況

	多機関連携型タイムライン (「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」に基づくもの)	防災タイムライン
近江八幡市	×	○
東近江市	×	○
日野町	×	○
竜王町	×	×
県東近江土木事務所	△(R6年度以降精査予定)	○



多機関連携型タイムラインひな型

○タイムライン策定・活用時の課題等

【近江八幡市】
タイムラインに相当するものは既に作成済みで、目安として活用している。現在のところ見直し等は検討していない。

【日野町】
風水害時には、その時々状況によって対応・体制を決定することが多く、タイムラインを活用できていないのが現状である。

【東近江市】
実際の災害対応では時系列どおりとはならない状況が発生するため、タイムラインは、災害対応時における行動の目安とし、臨機応変な対応が重要と考えている。

【竜王町】
今後タイムラインの作成を進めていきたいと考えている。実効的なタイムラインが作成できるよう検討する。

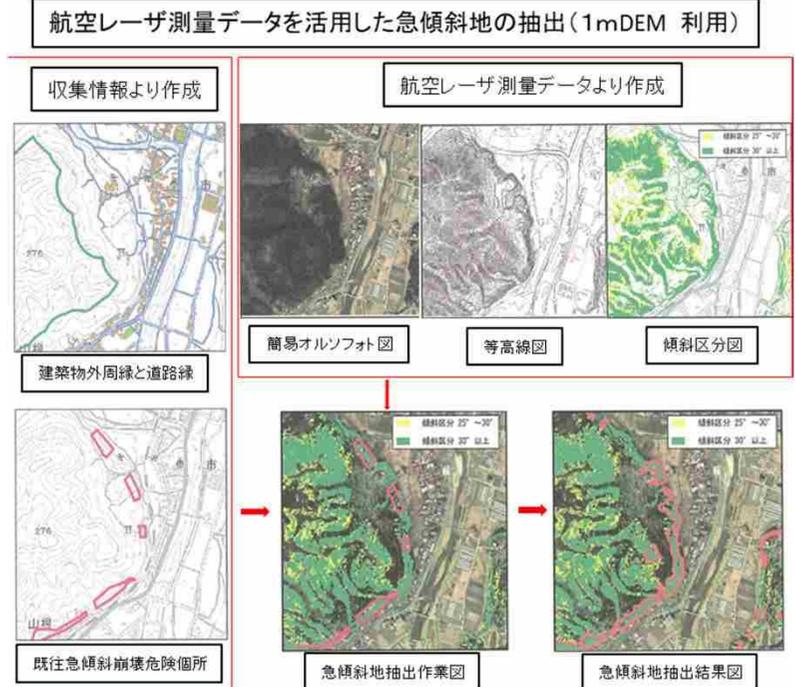
東近江圏域の取組方針に基づく2023年度の取組報告

3. 土砂災害リスク箇所の調査と区域の指定

取組項目	実施時期	取組機関
・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する	引き続き実施	滋賀県

指定済みの土砂災害警戒区域等に対し、区域の見直し調査(2巡目基礎調査)を実施。
 また、2巡目基礎調査にあわせ、詳細な地形データを用い、新たな危険箇所の抽出と調査を実施。

東近江圏域では、R5年度から詳細な地形データを用いた新たなリスク箇所の抽出、地形改変や砂防施設整備により、見直しが必要となる区域の抽出を実施しており、R6年度から抽出された区域の詳細な調査を実施予定。
 調査を実施した区域については、順次土砂災害警戒区域等の指定を行う。
 調査結果は随時滋賀県HPに掲載する。



4. 土砂災害リスクの現地表示

滋賀県砂防課 (現流域政策局砂防室)

取組項目	実施時期	取組機関
・リスク情報の更新に応じて、水害危険性および土砂災害の危険性について情報共有するとともに周知を行う	引き続き実施	2市2町 滋賀県

R6年度からの設置を予定。
 設置に先駆けR6年年度当初に各市町へ意向確認等実施予定。

大型標識 (案)

電柱添架型標識 (案)

5. 防災教育の促進

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールを実施する	引き続き実施	滋賀県

6月1日～9月15日の期間で「土砂災害防止に関する絵画・作文コンクール」を実施した。小中あわせて26校から絵画計73点、作文65点の応募があった。

6. ダム等の洪水調節機能の向上・確保

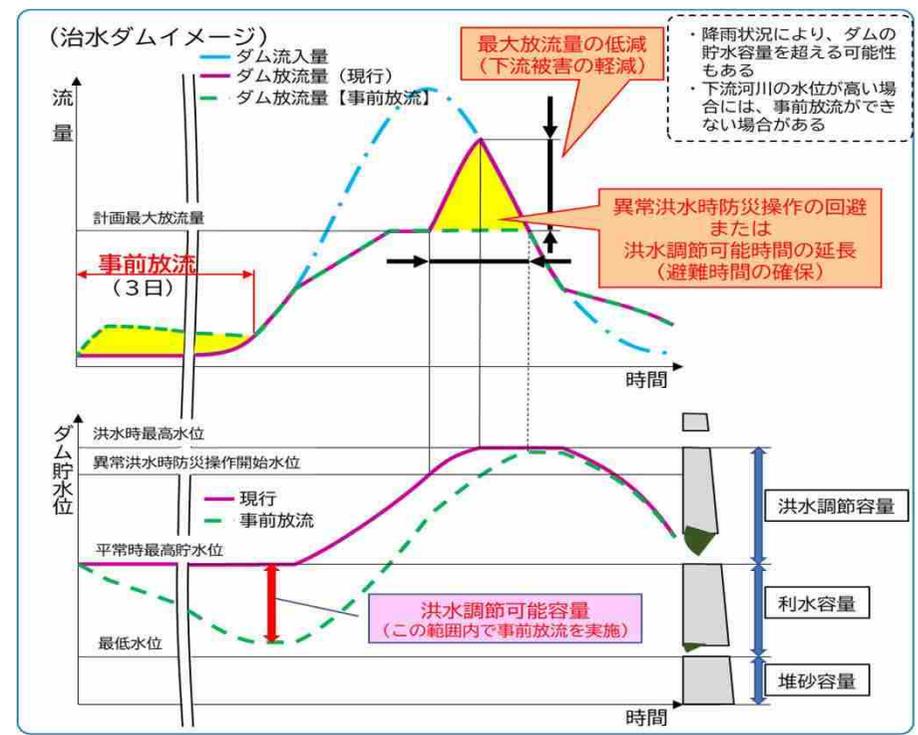
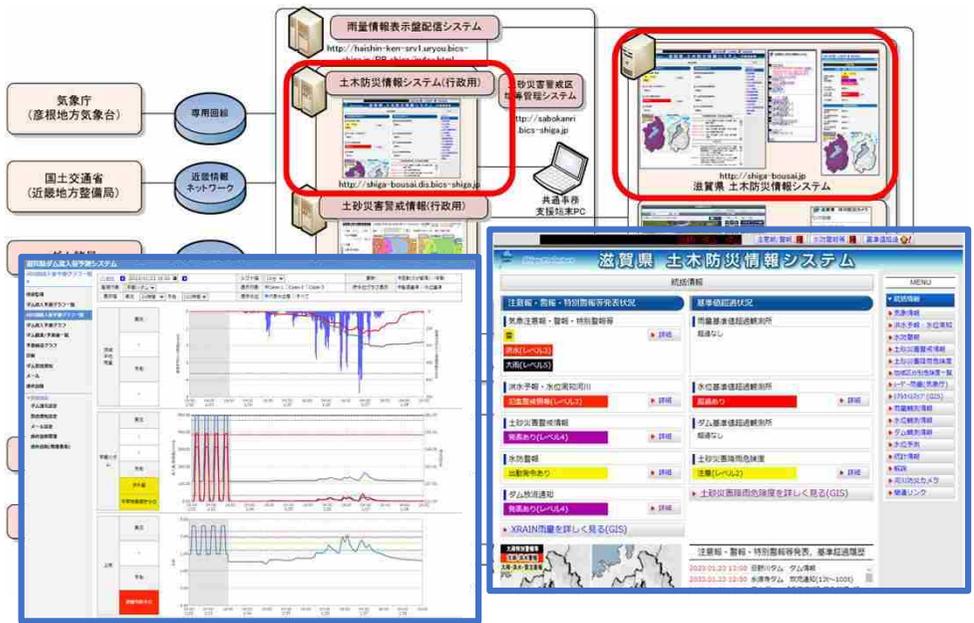
取組項目	実施時期	取組機関
・ダム再生に向けた事業化の検討を行う。 運用面での治水効果向上、施設改築による治水効果向上	引き続き実施	滋賀県

○既存ダムの洪水調節機能強化(事前放流)の運用

計画規模を上回る洪水の発生時の、ダム下流沿川における洪水被害の防止・軽減を図るため、令和2年5月29日に「淀川水系治水協定」を締結し、ダムの事前放流の運用を開始しているが、沿川の中でも、洪水が発生しやすい箇所のさらなる被害軽減のため、下流河川断面等を考慮した流出解析により、日野川ダム基準降雨量の見直しを行った。今年度の出水期から、この新基準で取り組む予定。

また、滋賀県土木防災情報システムに「ダム流入予測機能」および「ダム放流通知機能」を追加した。今まで住民へ直接的に周知できていなかった、事前放流や緊急放流実施などのダム放流状況を、1つのシステム上で、事前に表示することにより、河川洪水、土砂災害とあわせて、一元的に状況を確認することが可能となった。沿川住民の迅速な避難行動につながるよう令和5年度から運用を開始している。

対象ダム名	事前放流			期別貯水位の設定			【参考】 既存洪水調節容量 (万m ³)
	基準降雨量(mm/24h)		洪水調節可能容量 (万m ³)	洪水調節可能容量 (万m ³)	期間		
	当初	変更案					
土木	余呉湖	251	165	440	-	-	200
	日野川	592	377	30	-	-	92
	石田川	285	260	127	-	-	187
	宇曾川	545	512	25	-	-	235
	青土	654	538	250	-	-	410
	姉川	815	431	180	-	-	470
農水	犬上川	385	-	72.5	-	-	-
	野洲川	654	538	52	656	9/18~10/15	-
	永源寺	502	-	50	747	9/1~10/15	-
蔵王	592	377	3.5	213	9/5~10/15	-	



7. 水害・土砂災害リスクの高い地区における取組の推進

取組項目	実施時期	取組機関
・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり(そなえる対策)の取組を実施する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県
・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり(とどめる対策)の取組を実施する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県

①重点地区での取組について

- ✓ 「地先の安全度マップ」(200年に一度の雨)の場合に、3m以上浸水するおそれがある県内約50地区を重点地区とし、取組を進めている。
- ✓ 取組内容は、将来にわたって安全な地域を作るため「そなえる」対策と「とどめる」対策を両輪で進めている。
- ✓ 「そなえる」対策は、各地区の図上訓練、避難計画を検討及び避難訓練の実施。
- ✓ 「とどめる」対策は、2階に避難しても命に危険がある区域(3m以上浸水するおそれがある区域)を「浸水警戒区域」として指定することを目指し、安全な住まい方のルールを検討。

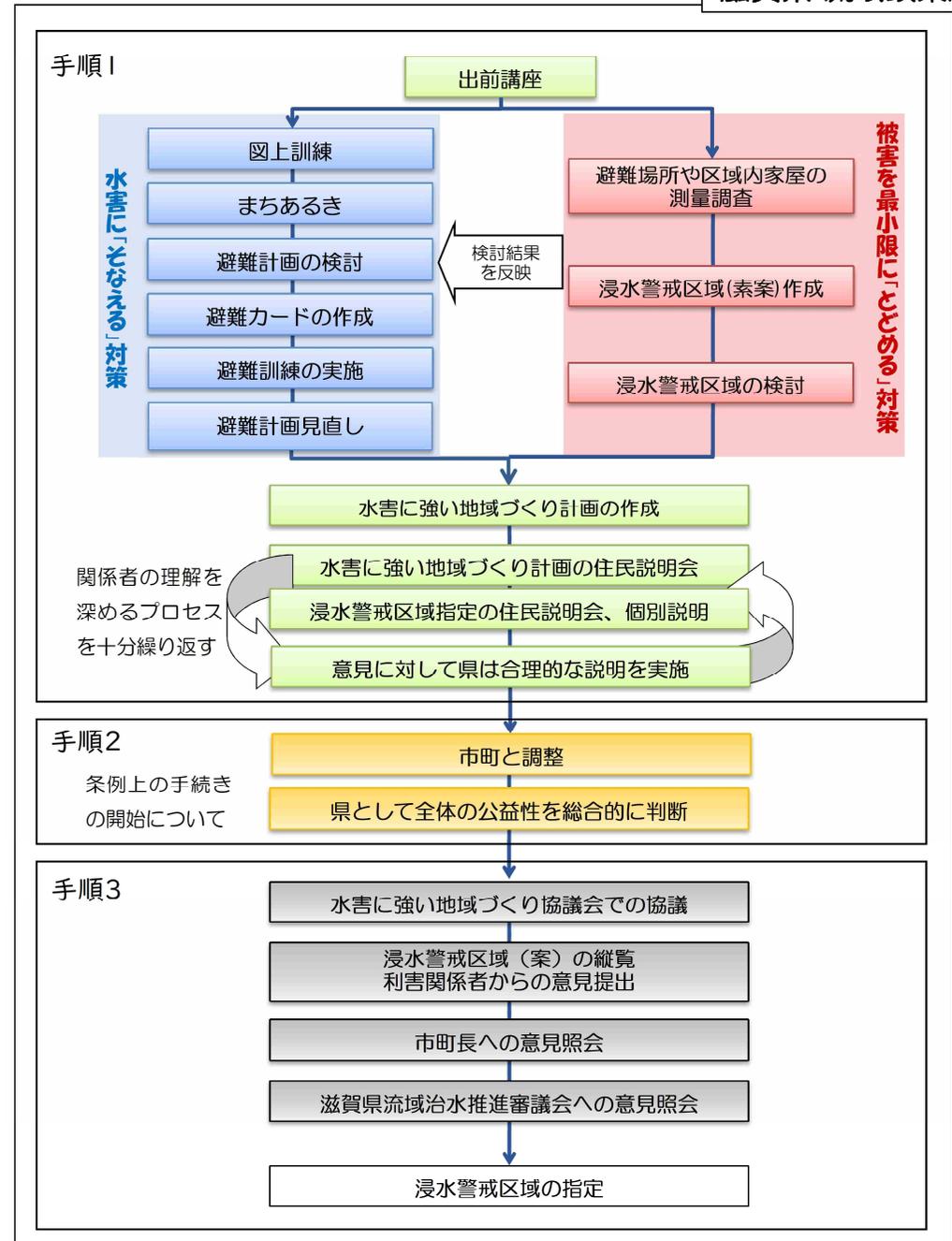
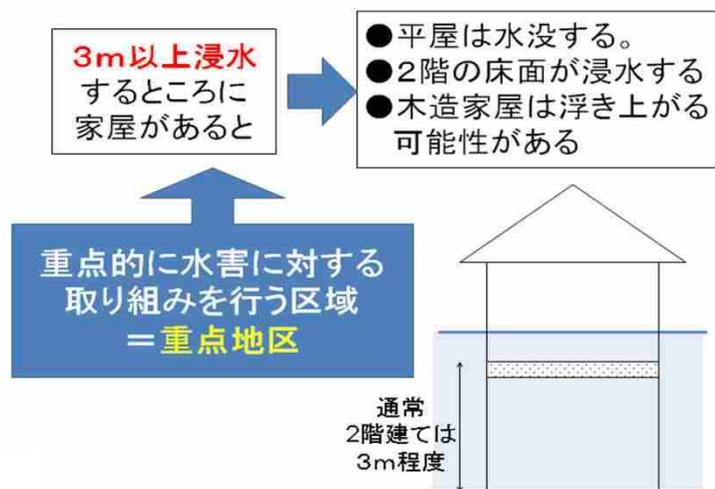


図-1 重点地区での取組の進め方

東近江圏域の取組方針に基づく2023年度の取組報告

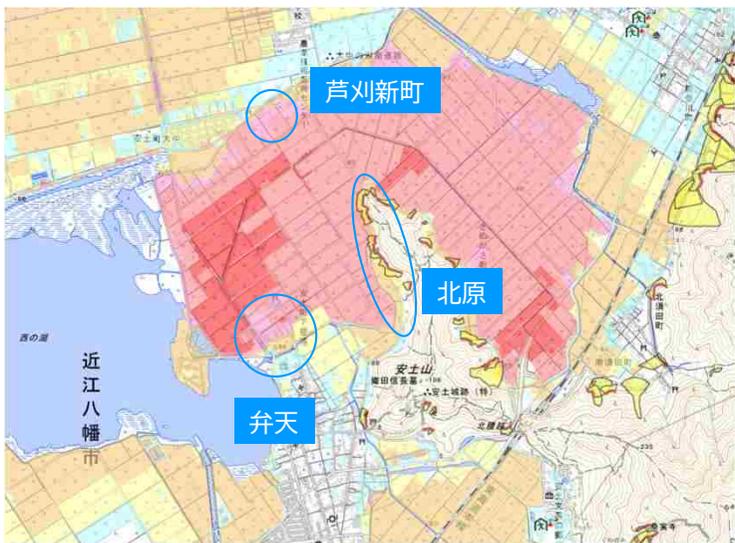
②各地区の取組状況（そなえる対策、とどめる対策）

年度:最新の実施年度 -:地元協議等により不要、 取組以前に地元で実施済み	近江八幡市				東近江市				竜王町	
	下豊浦 弁天	下豊浦 北原	下豊浦 芦刈 新町	水荃	きぬがさ 城東	きぬがさ 中洲	きぬがさ 中央	葛巻	弓削	
「みながさ」対策	出前講座等	R5	R5	R5	R1	R4	H28	H28	H22	R1
	図上訓練等	R5	R5			H28	H28	H29	H23	R1
	まちあるき					H29	H29	H29	H24	
	防災マップの作成・更新					H30	R5	H30	R3	
	避難計画の検討					R1	R1	R1	H26	R5
	簡易量水標の設置					-	-	-	R2	
	既存避難所の適格審査	-	R5	-		-	-	-	-	
	避難訓練					R2			R5	R5
	まるまち看板 (水害・土砂災害)					H31	H31	H31	H25	
「とどめる」対策	浸水警戒区域(素案)作成	R3	R3	R3		H29	H29	H29	R2	R2
	浸水警戒区域の検討					H29	H29	H29	R2	R2
浸水警戒区域の指定					R2	R2	R2	R3		
避難計画の確認					R2	R4	R4	R5		
水害に備えた取組支援					R5	R5	R5	R5		

③県内の浸水警戒区域の指定状況

市町	地区名	市町	地区名		市町	地区名
大津市	大石富川	長浜市	西浅井町余	木之本町川合	甲賀市	信楽町黄瀬
東近江市	きぬがさ町 (3地区)		余呉町菅並	木之本町古橋		信楽町勅旨
	葛巻町		余呉町上丹生	木之本町石道		信楽町牧
米原市	村居田		余呉町下丹生			信楽町江田
	醒井		木之本町大見			信楽町神山

取組項目	実施時期	取組機関
・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり(そなえる対策)の取組を実施する	引き続き実施	近江八幡市、東近江市、竜王町、滋賀県
・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり(とどめる対策)の取組を実施する	引き続き実施	長浜市・米原市・滋賀県



重点地区位置図

■北原地区での取組状況

R05.07.02 出前講座
・取組説明、防災情報取得方法の確認

R05.09.24 図上訓練

R05.12.11 役員協議
・訓練結果の報告、今後の取組の協議

課題

・地区から市の指定避難所まで距離があり、自家用車を持たない住民は避難所まで移動するのが困難。



出前講座の実施状況

■弁天地区での取組状況

R05.07.22 出前講座(1回目)
・取組説明、防災情報取得方法の確認

R05.10.28 出前講座(2回目)
・取組説明、防災情報取得方法の確認

R06.02.04 図上訓練

課題

・地区から市の指定避難所まで距離があり、自家用車を持たない住民は避難所まで移動するのが困難。



■芦刈新町地区での取組状況

R05.09.24 出前講座
・防災情報取得方法の確認
・取組の提案

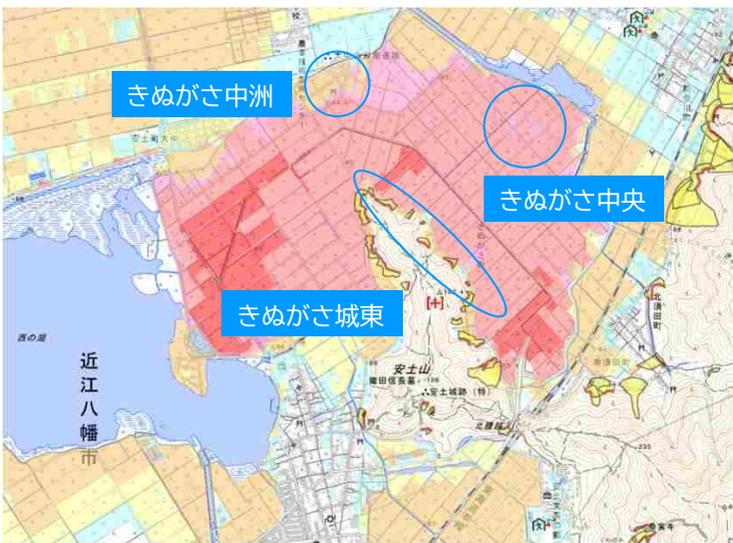


図上訓練の実施状況



図上訓練の実施状況

取組項目	実施時期	取組機関
・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり(そなえる対策)の取組を実施する	引き続き実施	近江八幡市、東近江市、竜王町、滋賀県
・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり(とどめる対策)の取組を実施する	引き続き実施	長浜市・米原市・滋賀県



重点地区位置図



重点地区位置図

■きめがさ町城東地区での取組状況

R05.05.27 自治会防災部会役員との協議

■きめがさ町中洲地区での取組状況

R06.01.17 おたすけマップの更新

- ・過年度に作成した、地域内の要支援者および支援者を整理した「おたすけマップ」の内容を更新

R06.02.19 水害・土砂災害に強い地域づくり住民交流会

■葛巻町での取組状況

R05.10.15 地区の避難訓練に同席

- ・デイサービス施設事業者と連携した訓練を実施

R06.02.17 防災部会に同席

- ・10月の避難訓練の振り返り
- ・意見交換

R06.02.19 水害・土砂災害に強い地域づくり住民交流会

■弓削での取組状況

R05.07.21 自治会長、副自治会長との協議

- ・これまでの取組の振り返り、R5年度の取組提案
- ・防災情報の確認

R05.09.03 出前講座の実施

- ・防災情報の確認
- ・タイムライン(更新版)の配布

R06.02.19 水害・土砂災害に強い地域づくり住民交流会



避難訓練の実施状況



出前講座の実施状況

8. 水害・土砂災害危険性の周知

取組項目	実施時期	取組機関
・愛知川における避難情報の発令に関する情報共有を実施する	引き続き実施	東近江市 滋賀県

(1) 愛知川沿川防災情報WGの設置目的

愛知川については東近江圏域と湖東圏域の境を流れており、大雨の時の避難勧告等の発令について左岸右岸の市町で発令タイミングに差があったこと、また上流に永源寺ダムを抱えていることから、これらに関する情報を沿川の3市町(東近江市、彦根市、愛荘町)で共有したいとの声があり、平成27年度に設立した圏域を超えたWGである。

また、当WGは、それぞれが主体となって実施するWGであり、下記のタイミングで実施することとしている。

- ・顔合せ、防災情報の共有を図るため、毎年度初めに開催
- ・協議したいこと、情報共有したいこと等が出てきた際に開催



愛知川と流域市町の位置関係

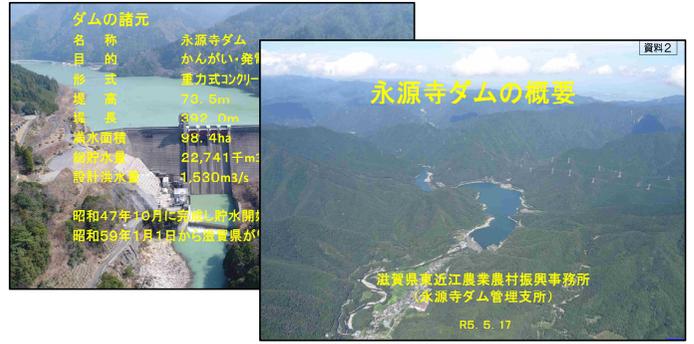
(3) 令和5年度 愛知川沿川防災情報WGの概要

件名	目的	日時・場所	出席者	議事
令和5年度 第1回 調整会議	年度初めの顔合せを行うとともに、防災情報を共有する。	令和5年5月17日 10:00~11:00 WEB会議形式	【市町】 彦根市、東近江市、愛荘町 【滋賀県】 耕地課、永源寺ダム管理支所、 流域治水政策室、東近江土木事務所、湖東土木事務所	①昨年度WGの振り返り ②永源寺ダムの概要について ③愛知川情報伝達活用資料について ④愛知川の維持管理について(情報提供) ⑤その他意見交換

(2) 令和5年度 愛知川沿川防災情報WGの実施

令和5年度は、年度初めに顔合せ、防災情報の共有を図るため、調整会議をWEB会議形式にて実施した。

調整会議では、永源寺ダムの概要や愛知川情報伝達活用資料、愛知川の維持管理についての情報共有および意見交換を行った。

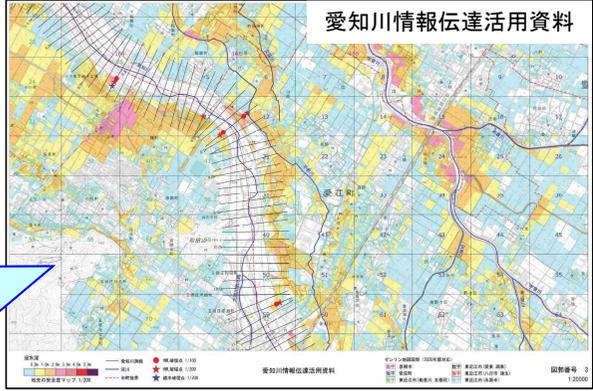


永源寺ダムの概要(資料2抜粋)

意見交換の中で、「大雨時に愛知川沿川で浸水が発生した場合に、発生地点の情報などを関係機関でスムーズに共有するために活用できるような資料の作成」が提案された。

⇒愛知川情報伝達活用資料を作成。
WGで共有。

地先の安全度マップの浸水深や破堤点、距離標などを地図上に表示。
また、ゼンリン住宅地図と連動して確認できるよう、ゼンリン住宅地図の図郭を表示。



9. 減災・防災に関する取組および支援

取組項目	実施時期	取組機関
・三明川流域における浸水対策についての情報共有を実施する	順次実施	近江八幡市 滋賀県

(1) 三明川流域浸水対策情報WGの設置目的

市街地で浸水被害が生じている近江八幡市内を流れる三明川の流域において、関係者が連携しながら浸水対策に取り組むため、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の取組方針に情報共有の実施を新規追加したことを受け、設置したWGである。



三明川位置図

(2) 令和5年度 三明川流域浸水対策情報WGの実施状況

- 令和5年5月30日
第2回調整会議を開催し、各所属における取組を共有した。
(出席者:近江八幡市危機管理課、上下水道施設課、市庁舎整備推進室、土木課、国・県事業推進室、滋賀県下水道課、教育委員会事務局教育総務課、八幡商業高校、東近江土木事務所、流域政策局)

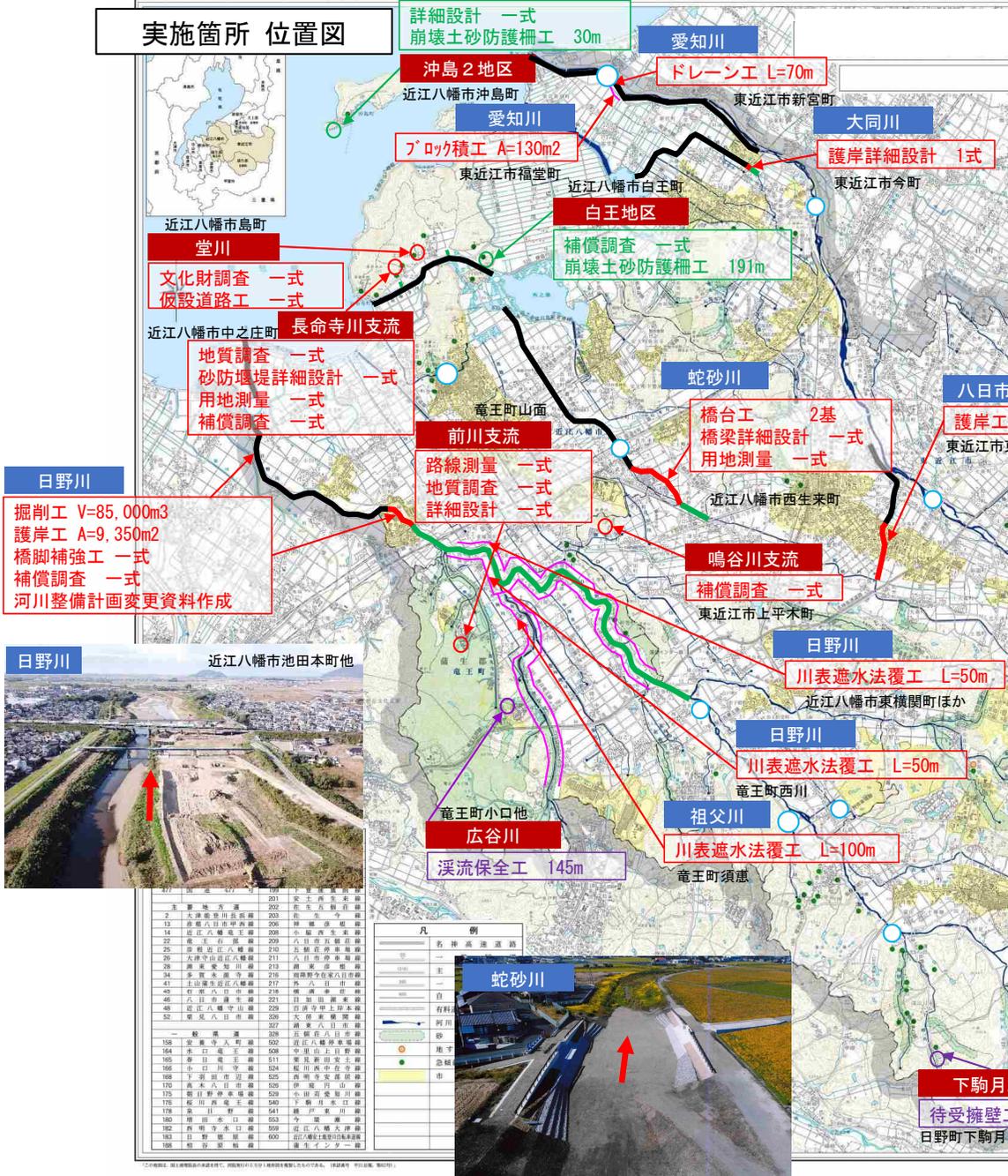


第2回調整会議で報告された各所属による取組内容

東近江圏域の取組方針に基づく2023年度の取組報告

滋賀県 東近江土木事務所

実施箇所 位置図



日野川
掘削工 V=85,000m³
護岸工 A=9,350m²
橋脚補強工 一式
補償調査 一式
河川整備計画変更資料作成

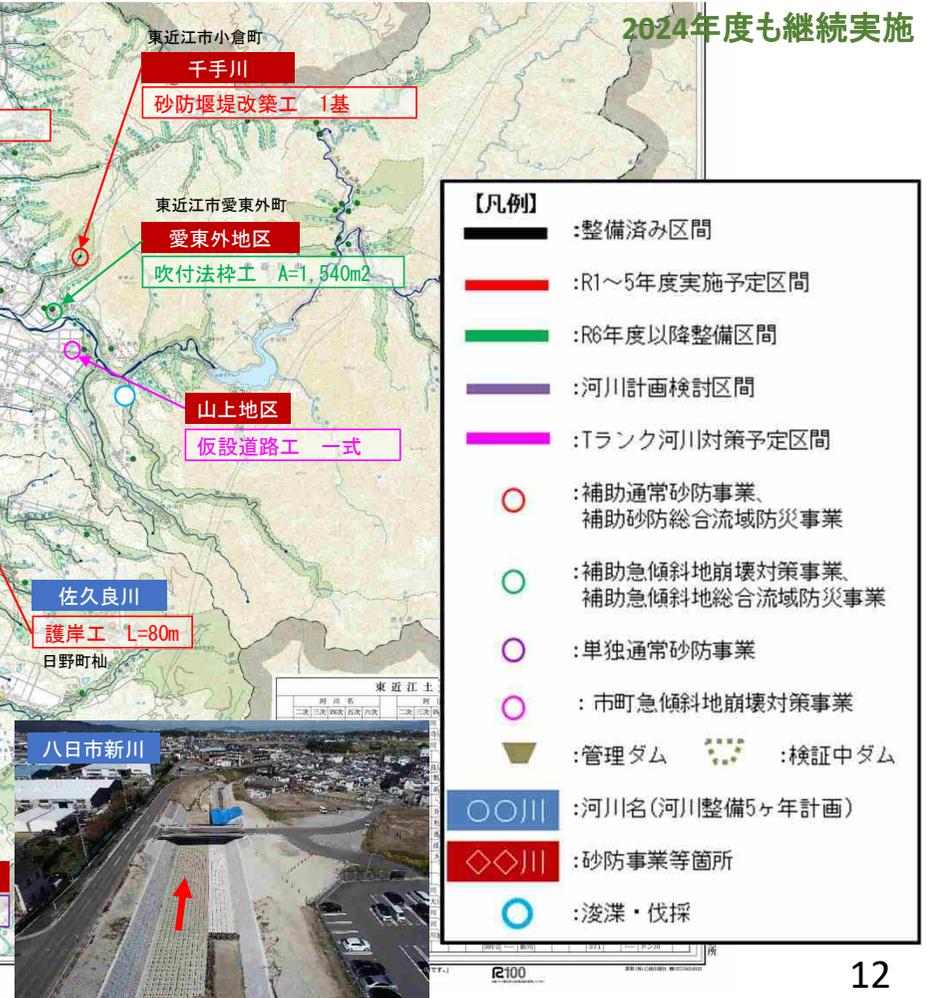


河川名	区間	事業内容	実施年度
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50
51	51	51	51
52	52	52	52
53	53	53	53
54	54	54	54
55	55	55	55
56	56	56	56
57	57	57	57
58	58	58	58
59	59	59	59
60	60	60	60
61	61	61	61
62	62	62	62
63	63	63	63
64	64	64	64
65	65	65	65
66	66	66	66
67	67	67	67
68	68	68	68
69	69	69	69
70	70	70	70
71	71	71	71
72	72	72	72
73	73	73	73
74	74	74	74
75	75	75	75
76	76	76	76
77	77	77	77
78	78	78	78
79	79	79	79
80	80	80	80
81	81	81	81
82	82	82	82
83	83	83	83
84	84	84	84
85	85	85	85
86	86	86	86
87	87	87	87
88	88	88	88
89	89	89	89
90	90	90	90
91	91	91	91
92	92	92	92
93	93	93	93
94	94	94	94
95	95	95	95
96	96	96	96
97	97	97	97
98	98	98	98
99	99	99	99
100	100	100	100

10. 防災施設の整備等

取組項目	実施時期	取組機関
・「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成31年3月)東近江土木事務所管内(別紙1)」により河川改修を実施する	引き続き実施	滋賀県
・東近江土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する	引き続き実施	滋賀県
・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性のある河川をトランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する	引き続き実施	滋賀県
・砂防事業実施箇所位置図(別紙2)の土砂災害防止施設の整備を実施する	引き続き実施	滋賀県

2024年度も継続実施



【凡例】

- :整備済み区間
- :R1~5年度実施予定区間
- :R6年度以降整備区間
- :河川計画検討区間
- :トランク河川対策予定区間
- :補助通常砂防事業、補助砂防総合流域防災事業
- :補助急傾斜地崩壊対策事業、補助急傾斜地総合流域防災事業
- :単独通常砂防事業
- :市町急傾斜地崩壊対策事業
- :管理ダム
- :検証中ダム
- 川:河川名(河川整備5ヶ年計画)
- ◇川:砂防事業等箇所
- :浚渫・伐採



※ 施工中のものを含ため、施工延長等は変更となる場合があります

11. 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

取組項目	実施時期	取組機関
・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難情報の発令判断等に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標を設置し、観測・情報共有する	引き続き実施	2市2町 滋賀県



12. 円滑かつ迅速な避難のための取組

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・防災に関する出前講座の取組を実施する	引き続き実施	2市2町 滋賀県

取組内容:マイ・タイムライン作成ツールを活用した出前講座の実施

令和5年度は、日本防災士会滋賀県支部に講座の募集・開催を委託
東近江圏域では、小学校1校、高校1校にて実施



HPから
ダウンロード可



今後の取組:
引き続き、出前講座等を実施し、マイ・タイムラインの普及啓発を行う。

また、学校の年間事業計画に組み込んで頂けるよう、教育委員会と連携し、授業計画のひな型を作成するとともに、教員向けの研修会を行う

13. 被害軽減のための取組

水防体制に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・自主防災組織の体制づくりを支援する (組織の育成や立上げサポート等)	引き続き実施	2市2町

取組内容:①地区防災計画策定支援

自治会等における地区防災計画策定にあたり、指導や助言、地域防災活動にかかる支援を行うアドバイザーを派遣する「地区防災計画策定アドバイザー」制度を構築。

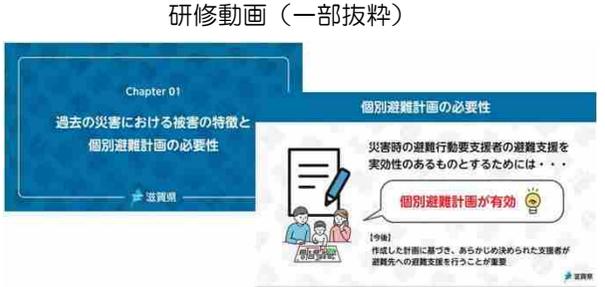
令和4・5年度でアドバイザー育成研修会を実施。研修を修了された方のうち45名が登録(令和6年3月末時点)。

今後の取組:
市町からの要請に応じて、地区防災計画策定アドバイザーを派遣し、計画策定の支援を行う。

取組内容:②個別避難計画策定支援

令和3年5月の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務になった。県では、個別避難計画作成のための防災と保健・福祉の連携モデル『滋賀モデル』を構築。

令和5年度は、地域や当事者、福祉専門職をつなぐインクルージョン・マネージャー研修会を開催した。また、個別避難計画作成推進を目的とした福祉専門職等向けの研修動画を作成した。



今後の取組:
引き続き、インクルージョンマネージャー養成研修会の実施や、福祉専門職等関係団体へ個別避難計画作成の参画および理解促進を行う。

14. 各機関の取組報告

近江八幡市

(2) 被害軽減の取組

① 水防体制の強化に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・自主防災組織の体制づくりを支援する (組織の育成や立上げサポート等)	引き続き実施	2市2町

取組内容: 出前講座

目的: 防災に関する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域防災力の向上をめざし、自主防災組織未設置自治会や要請のあった自治会・学区等で出前講座を実施した。

内容: 2023年度は計11回実施し、2021年4月に全戸配布した水害ハザードマップの見かたや、防災に対する心構えや地域に即した避難場所について、備蓄食料について、高齢者の避難と周りの役割など、多岐にわたる分野について出前講座を行った。

自主防災組織の組織率(2024年3月末現在)
 2023年度 146/170自治会【85.9%】
 <前年度 146/169自治会>
 ※今年度から1自治会が新たに結成された。
 また、1自治会について自警団としては活動されているが、自主防災組織としては内容見直しのため、活動を休止されているため。

取組内容: 子ども防災塾事業

目的: 子どもたちが「自分の命は自分で守る」という気持ちを持つきっかけとしてくれること、また将来、防災リーダーとして地域で活躍してくれることを目的として実施。(学区コミセンへの委託事業)令和5年度は北里学区を対象であり、委託事業により学区まちづくり協議会が開催。

内容:
 2023年10月22日(日)北里学区「子ども防災塾」参加者20名
 防災資機材を活用した避難所設営体験。ハイゼックスを使用した炊き出し訓練、エアートント体験や防災グッズ説明、新聞スリッパ作りや応急手当・搬送訓練、心肺蘇生やAED訓練など2班に分かれ体験する。

北里学区「子ども防災塾」の様子



災害時 なんととき、どうする?

災害がいつどこで発生するかわかりません。自宅から「自分の命」を守るには、自分自身でできることに努めることが大切です。このシートを覚えておくことで、災害時に冷静な判断ができます。

○ 命がけの避難所
 ・避難所
 ・避難所
 ・避難所

○ 緊急連絡先
 ・緊急連絡先
 ・緊急連絡先

○ 避難所での過ごし方
 ・避難所での過ごし方
 ・避難所での過ごし方

○ 避難所での過ごし方
 ・避難所での過ごし方
 ・避難所での過ごし方

14. 各機関の取組報告

東近江市

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・防災に関する出前講座の取組を実施する	順次実施	2市2町 滋賀県

○出前講座の実施
 市が行う防災対策の説明や、各個人・家庭でできる防災対策の解説等を行い、防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図ることを目的としています。
 2023年度(1月末時点)は自治会や小学校、まちづくり協議会など計31団体に向けて実施しました。

○講座内容
 市内で想定される災害や家庭の防災対策、防災マップを用いた「我が家の防災計画」(マイ・タイムライン)、DIG(災害図上訓練)の実施など



防災マップを用いた我が家の防災計画づくり



DIG (災害図上訓練)



ワンタッチパーティーション及び簡易ベッドの設置体験

14. 各機関の取組報告

日野町

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・防災に関する出前講座の取組を実施する	順次実施	2市2町 滋賀県

取組内容: 日野町防災士連絡会による小学校での防災学習・避難訓練

目的: 将来世代の地区防災力の向上
 内容: 平成27年度から毎年実施。避難訓練を実施後、消防本部にもご協力いただき、地震について体験学習をされた。その他にも、「防災紙芝居・防災かるた・新聞紙スリッパの作成・防災食の調理など」を通じて、平時からの防災対策の重要性や災害時の行動等について学習した。



地震体験



防災カルタ

(2) 円滑かつ迅速な避難のため取組

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・防災に関する出前講座の取組を実施する。	引き続き実施	2市2町 滋賀県

取組内容: 日野町防災士連絡会による自治会等への防災学習

目的: 防災意識の啓発
 内容: 自治会や婦人会などの団体に対して、防災ブレスレッドの作成やHUGなどを通して、発災後の課題や災害への備えについて考えていただいた。その他にも、風水害・地震に対する事前の備えについての講義実施した。



HUG



防災ブレスレッド作成

14. 各機関の取組報告

竜王町

(1) 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

取組項目	実施時期	取組機関
・氾濫するおそれのある地域等において洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する簡易水位計・量水標を設置、観測し、情報共有する。	順次実施	2市2町 滋賀県

取組内容：小型IoT水位センサーを町内の中小河川9箇所を設置し活用

目的：水位センサーおよびWebアプリを活用し、河川の水位状況をリアルタイム・リモートで把握することにより、情報収集の迅速化による適切な避難情報の発令、浸水被害の軽減、水位データの利活用、災害時パトロールの軽減による災害対応リソースの確保を目的とする。

内容：令和4年度に町内の中小河川9箇所に水位センサー（超音波式）を設置・Webアプリの構築を行った。令和5年度では実際に台風第2号（梅雨前線による大雨）の際に活用した。リアルタイムに内水の水位を監視することができ、非常に有用であった。

The diagram shows the system architecture: a field with a small IoT water level sensor (using Sigfox) sends data to a cloud server, which is accessed by a manager via a web application on a PC or smartphone. The web application interface screenshot displays a map of the town with sensor locations and a data table.

設置状況 中津井川 弓削(下別当橋)



○今後の取組

水位のデータが蓄積できることから、雨量と水位の相関関係の統計を取る中で精度の高い避難判断の目安の設定を行うこととしたい。

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・防災に関する補助教材を活用した小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組を実施する。	引き続き実施	2市2町 滋賀県

取組内容：竜王中学1年生の「地域・未来創造学習」における防災講座
新村自治会(老人会)を対象として防災出前講座を実施

目的：町の災害リスクを知るとともに、災害への備え等の必要について理解を深める。

内容：開催日/令和5年11月10日(金)午後2時～午後3時半
講義/「竜王町のまちづくり(安全・安心)」について
実科等/防災資機材、防災行政無線親局、備蓄倉庫等の見学



↑ 竜王中学校防災講座



↓ 自治会防災講座